

(別紙) 現場技術業務の実施要領等について (平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">現場技術業務実施要領</p> <p>1. ～8. [略]</p> <p>9. その他                      上記1～8の各号によるほか、契約書、共通仕様書については、次を参考に各地方農政局がその実情により定めるものとする。</p> <p>(1) 現場技術業務契約書例 . . . . . (別添-2)</p> <p>(2) 現場技術業務共通仕様書例 . . . . . (別添-3)</p> <p>別添-1 [略]</p> <p>別添-2 [略]</p> <p>別添-3</p> <p style="text-align: center;">現場技術業務共通仕様書例</p> <p>第1条 ～第8条 [略]</p> <p>第9条 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1 受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGR I S) に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGR I S上において監督職員の承認を受けなければならない。                      なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。<u>ただし、変更時と完了時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</u></p> <p>(3) 完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする</p> <p>第10条 ～第26条 [略]</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">現場技術業務実施要領</p> <p>1. ～8. [略]</p> <p>9. その他                      上記1～8の各号によるほか、契約書、共通仕様書については、次を参考に各地方農政局がその実情により定めるものとする。</p> <p>(1) 現場技術業務契約書例 . . . . . (別添-2)</p> <p>(2) 現場技術業務共通仕様書例 . . . . . (別添-3)</p> <p>別添-1 [略]</p> <p>別添-2 [略]</p> <p>別添-3</p> <p style="text-align: center;">現場技術業務共通仕様書例</p> <p>第1条 ～第8条 [略]</p> <p>第9条 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1 受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGR I S) に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGR I S上において監督職員の承認を受けなければならない。                      なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。</p> <p>(3) <u>業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</u></p> <p>第10条 ～第26条 [略]</p>